運動の現場かり

見場/7 特定秘密保護 と市民

秘密保護法と原発

*従来から秘密扱いの原発情報

利用 原子力利用における「民主・自主・公開」と 和主義という縛りがあるために、「核の平和 ています。 いう建て前が言われてきたのです。 防護計画、 質の在庫量と在庫場所、 本的に秘密とされてきました。例えば、 にはIAEAのガイドラインなどによって基 秘密保護法というものがなくても、 護に関する 原子力発電に係わるテロをはじめ核物質防 という明らかな形容矛盾を使い分け、 しかし一方では、 警備員の行動等、 原子炉等規制法、 核情報」は、 原子力施設の核物質 今日までも、 日本国憲法の平 細かく規定され さらに国際的 すでに原

めて建屋丸ごと非公開です。六ヵ所再処理工を保持できないにもかかわらず、再処理工場でも日本だけです。そのため六ヵ所再処理工でも日本だけです。そのため六ヵ所再処理工でも日本だけです。そのため六ヵ所再処理工場に関する資料は、公開されたとしても必場に関する資料は、公開されたとしても必ず多くの部分がマスキング(または黒塗り)され、結局何がなんだかわからない。これ以外に膨大な公開されない資料があります。例えば六ヵ所再処理工場の主要行程は、図面も含ば六ヵ所再処理工場の主要行程は、図面も含は、対象ので建屋丸ごと非公開です。六ヵ所再処理工場ので建屋丸ごと非公開です。六ヵ所再処理工場ので建屋丸ごと非公開です。六ヵ所再処理工場ので建屋丸ごと非公開です。六ヵ所再処理工場のでは、対象に関する。

澤井 正子



ます。 に 場 の砦である裁判の有り様さえゆがめられてい しなければならないわけで、 わからないのに、 様な状態でした。 しか入れず、ほとんどの施設は裁判所と被 (国)だけが入る (インカメラ) という、 裁判の 検証は、 住民は裁判で危険性を指摘 建屋の中の詳細がまったく 原告住民側は 民主主義の一つ 部 の施設 異

誰のための「ヒミツ」か

*

らに飯舘村が は浜通りの避難民の炊き出しの世話をしまし ない」との誤った情報によって、多くの村民 ことは明らかです。 避難するという「最悪の避難」 浜通りの人々が原発の北西側の高汚染地帯に なかったことによって、 システム)の解析データを国が秘匿し公開 あります。3・11福島第一原発事故時、スピー 圏外の飯舘村では、 ディー(緊急時迅速放射能影響予測ネットワーク まだに胸を痛めている人がおられます。 たての牛乳を子供たちに振る舞ったことに 原子力の情報秘匿の例はほかにいくらでも 中には、 汚染されていた可能性のある搾 一計画的避難区域」に指定され 当初の「避難する必要が 一方原発から北西30キロ 住民の避難が混乱し、 を強いられた

が発生しています。ある自宅にとどまるというような悲劇的事態でからも、5~6月くらいまで高汚染地帯で

利用 民主主義社会を実現する道はないと確信し 核利用が「ヒミツ」を必要とするならば、 全の大前提は、 とは、一 的として付け加える改正が行なわれています 利用を平和目的に限定していた「原子力基本 ません。さらに2012年2月14 習性が蔓延していることをまず忘れてはなり 定秘密保護法」が成立しました。 は理解できません。そして2013年末、「特 原子力を安全保障のために利用するというこ 法」に、「安全保障に資する」ことを法の目 すら、一 権や民主主義に係わるような最重要な情報で 全保障」でもない情報でも、 原子力には、このように (原子力発電) そのものから 「秘密=非公開」とする悪しき慣行と 潜在的な核抑止力保持」としか私に 情報公開以外にありません。 「テロ」 人命、 「降りる」以 原子力の H 健康、 でも 原子力



